



保育園の

平成18年度 富士見町保育料徴収金基準額表

各月初日の保育児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0	円 0
第2	平成16年度の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 9,000 (4,500)	6,000 (3,000)
第3		市町村民税課税世帯 19,500 (9,750)	16,500 (8,250)
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円未満 30,000 (15,000)	25,600 (12,800)
第5		64,000円以上 160,000円未満 44,500 (22,250)	26,800 (13,400)
第6		160,000円以上 408,000円未満 61,000 (30,500)	27,700 (13,850)
第7		408,000円以上 66,400 (33,200)	28,600 (14,300)
私 的 契 約 児 童 の 保 育 料 (一 律)		66,400	28,600

カッコ内の金額は2人以上入園している場合で、第2～第4階層に属する世帯の場合、第1子が全額、第2子が半額、また、第5～第7階層に属する世帯の場合は、第1子が半額、第2子が全額となり、軽減される金額を示しています。

<備 考>

1. 次に掲げる世帯の場合で、第2、第3階層に属する世帯の場合、上記の表の規定にかかわらず、徴収金額が軽減されます。

「母子世帯」……配偶者のいない女子で子どもを扶養している世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

「在宅障害児(者)のいる世帯」 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

- ・身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・療育手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児・障害基礎年金等の受給者

「その他の世帯」……困窮していると町長が認めた世帯

2. 第2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の子どもが入所している場合は、徴収金額が減額になります。

3. 保育料は、当該児が入所した年度の4月1日現在の年齢で算定します。年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなします。

保育料決定のために必要な資料の提出がない場合や住民税等の申告が無い方には、保育料の最高額を徴収させていただく場合があります。